

事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所))(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算 I				管理者設置加算										
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 I ⑨										
				基本分単価 (注)		基本分単価 (注)			⑧		⑧												
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	272,600	(344,210)	261,500	(333,110)	⑥×84/100	+	2,620	(3,330)	×	加算率	2,510	(3,220)	×	加算率	+	85,240	+	850	×	加算率
			乳児	344,210		333,110			+	3,330		×	加算率	3,220		×	加算率		+		+		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	161,430	(233,040)	156,800	(228,410)		+	1,510	(2,220)	×	加算率	1,460	(2,170)	×	加算率	+	35,520	+	350	×	加算率
			乳児	233,040		228,410			+	2,220		×	加算率	2,170		×	加算率	+		+			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	132,170	(203,780)	129,250	(200,860)		+	1,220	(1,930)	×	加算率	1,190	(1,900)	×	加算率	+	22,430	+	220	×	加算率
			乳児	203,780		200,860			+	1,930		×	加算率	1,900		×	加算率	+		+			

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算 I (注) ⑩ (注)				休日保育加算 ⑪ 処遇改善等加算 I			夜間保育加算 ⑫ 処遇改善等加算 I		
				10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	143,230 71,610	(71,610)	1,430 710	(710)	×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	143,230 71,610	(71,610)	1,430 710	(710)	×加算率	+	38,160	+	330×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	143,230 71,610	(71,610)	1,430 710	(710)	×加算率	+	25,940	+	200×加算率

休日保育加算 ⑪ 処遇改善等加算 I		
休日保育の年間延べ利用子ども数		
～ 210人	244,700	2,440×加算率
211人～ 279人	262,200	2,620×加算率
280人～ 349人	297,200	2,970×加算率
350人～ 419人	332,200	3,320×加算率
420人～ 489人	367,200	3,670×加算率
490人～ 559人	402,200	4,020×加算率
560人～ 629人	437,200	4,370×加算率
630人～ 699人	472,200	4,720×加算率
700人～ 769人	507,200	5,070×加算率
770人～ 839人	542,200	5,420×加算率
840人～ 909人	577,200	5,770×加算率
910人～ 979人	612,200	6,120×加算率
980人～1,049人	647,200	6,470×加算率
1,050人～	682,200	6,820×加算率

夜間保育加算 ⑫ 処遇改善等加算 I		
各月初日の 利用子ども数		
	+	200×加算率

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	減価償却費加算		賃借料加算		⑤ 連携施設を設定しない場合	⑥ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	⑦ 常態的に土曜日に閉所する場合	⑧ 定員を恒常的に超過する場合		
				⑩ 加算額		⑪ 加算額							
				標準	都市部	標準	都市部						
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	A地域	6,400	7,100	a地域	27,600	30,700	4,930	⑥(⑦) +⑧+⑫ × 12/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫ × 7/100	⑥~⑧ × 58/100
			乳児	B地域	6,100	6,700	b地域	15,200	16,900				
				C地域	5,800	6,400	c地域	13,200	14,700				
				D地域	5,500	6,000	d地域	11,900	13,200				
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	A地域	2,700	2,900	a地域	13,700	15,300	2,050	⑥(⑦) +⑧+⑫ × 11/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫ × 8/100	⑥~⑧ × 82/100
			乳児	B地域	2,500	2,800	b地域	7,600	8,400				
				C地域	2,400	2,600	c地域	6,600	7,300				
				D地域	2,300	2,500	d地域	5,900	6,500				
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	A地域	1,700	1,800	a地域	17,400	19,400	1,290	⑥(⑦) +⑧+⑫ × 10/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫ × 8/100	
乳児			B地域	1,600	1,700	b地域	9,600	10,700					
			C地域	1,500	1,600	c地域	8,300	9,300					
			D地域	1,400	1,600	d地域	7,500	8,300					

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① $48,770 \times \text{人数A}$ ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② $6,100 \times \text{人数B}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① $48,770 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② $6,100 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	

冷暖房費加算	⑳	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,460		

除雪費加算	㉑	5,890	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	-------------------

降灰除去費加算	㉒	$145,470 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	------------------------------------	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉓	$150,000 \text{（限度額）} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	---	-------------------

栄養管理加算	㉔	$120,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	------------------------------------	-------------------

第三者評価受審加算	㉕	$150,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	------------------------------------	-------------------

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整